

宍粟市水道事業給水条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月9日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市規則第41号

宍粟市水道事業給水条例施行規則の一部を改正する規則

宍粟市水道事業給水条例施行規則（平成17年宍粟市規則第154号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
<p>(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査の受検)</p> <p>第26条 条例第44条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは<u>厚生労働大臣の指定する者又は市長が認める者</u>による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。</p>	<p>(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査の受検)</p> <p>第26条 条例第44条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは<u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者又は市長が認める者</u>による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。